

イルス感染症(COVID-19)の対応について
(そ【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナ
ナウの180:完全にワクチン接種したビザが必要
とされていない国からの渡航者の条件付き
入国許可)(11月25日発表)

【ポイント】

●11月25日、フィリピン政府は、12月1日から12月15日までの間、完全にワクチン接種し、ビザが必要とされていない国の完全にワクチン接種した渡航者は、条件付きでビザなしでの入国を許可することを発表しました。

【本文】

1 11月25日、フィリピン政府は、12月1日から12月15日までの間、完全にワクチン接種し、ビザが必要とされていない国の国籍を有する渡航者は、以下の全ての条件を満たす場合に、ビザなしでの入国を許可することを発表しました。

(注)日本はビザなしで30日以内の期間フィリピンに入国・滞在できる国に指定されています。

(1)所持するパスポートの有効残存期間が、フィリピン入国時に少なくとも6か月あり、出発国に戻る復路チケットまたは次の渡航先国への片道チケットを所持すること。

(2)フィリピン到着前に、「グリーン」国／管轄区域／地域のみ14日間滞在すること。ただし「グリーン」国／地域／管轄区域から、そうでない国／地域／管轄区域を通過してフィリピンに到着する場合は、その国／地域／管轄区域内で、空港内のみ滞在していた場合、また入国管理局によってそのような国／地域／管轄区域への入国を許可されていない場合、その国／地域／管轄地域から来た、または行ったことがあるとは見なされない。

(注)日本の「グリーン」国／地域／管轄区域の指定は、現在のところ11月30日までで、12月1日以降については未発表で、変更となる可能性がないとはいえませんので、最新の情報にご注意ください。

(3)大統領府及び新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)規制の下で認識されているCOVID-19に対する以下のワクチン接種証明書を所持すること。

ア 世界保健機関（WHO）の予防接種及び国際予防接種証明書

イ VaxCertPH

ウ IATF によって別途許可されていない限り、相互の取り決めの下で VaxCertPH を受け入れた外国政府のデジタル証明書

（注）日本国政府（自治体を含む）発行の新型コロナ・ワクチン証明書は、フィリピンにおいて 11 月 11 日から承認されています。

（４）以下に該当し、完全に COVID-19 の新型コロナウイルス・ワクチン接種を受けたと見なされること。

ア ワクチンを 2 回接種する種類の場合、2 回目を摂取してから 2 週間以上経過した者

イ ワクチンを 1 回接種する種類の場合、摂取してから 2 週間以上経過した者

ウ 個人に投与されるワクチンは以下のいずれかを使用するものとする。

（i）フィリピン食品医薬品局によって発行された緊急使用許可、もしくは特別許可が出ているワクチン。

（ii）世界保健機関（WHO）の緊急使用リストにあるワクチン。

（５）以下の検査及び検疫規則は、全ての通関地で遵守する必要がある。

ア 出発国を出発する前の 72 時間以内に実施された PCR 検査の陰性の結果を示すこと

イ フィリピン到着後は施設における隔離や到着時の PCR 検査は必要としないが、到着日を初日として、14 日目まで症状がないかセルフ・モニタリング（自己の症状、状況を観る、見守ること）すること。

ウ 未成年者の検査・検疫規則は、未成年者の予防接種状況や出発国に関係なく、一緒に渡航する親／保護者の検査・検疫規則に従うものとする。

（６）ワクチン接種を受けているが、上記渡航前の PCR 検査の要件を遵守していない場合は、「グリーン」国／地域／管轄区域からのワクチン接種を受けていない渡航者の規則（到着日を初日として、5 日目に行われる PCR 検査の陰性結果を受けるまで施設における検疫を受け、その後、到着日を初日として、14 日目まで自宅検疫を行う必要がある。）に準拠するものとする。

２ 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

- 新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第 150-A 号：警戒レベルの実施）

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/11nov/20211125-IATF-150A-RRD.pdf>

- 大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス（PC00）（フィリピンは 12 月に「グリーン」国からの完全にワクチン接種した外国人の受入れ開始）

https://mirror.pcoo.gov.ph/news_releases/ph-to-start-accepting-fully-vaxxed-foreign-nationals-from-green-countries-in-december-palace/

- フィリピン外務省（フィリピンへの一時的な訪問者の入国に関するガイドライン：ビザが必要とされていない国）

<https://dfa.gov.ph/list-of-countries-for-21-day-visa>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

（問い合わせ窓口）

- 在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在セブ日本国総領事館

住所：8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321 / 7322

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ : https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所 : 4th Floor, B. I. Zone Building, J. P. Laurel Avenue, Bajada,
Davao City 8000

電話 : (市外局番 082) 221-3100

FAX : (市外局番 082) 221-2176

ホームページ : https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html